

議案第 8 1 号

特別区道路線の廃止

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 1 4 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 道路法第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、本案を提出する。

### 特別区道路線の廃止

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、特別区道路線を次のように廃止する。

整理番号	起 終 点	備 考
R5-10	8番11の内から 世田谷区大蔵五丁目 8番27まで	大蔵五丁目13番まで

(参考)

延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	面 積 (平方メートル)	道 路 の 現 況
97.74	6.00	678.35	形態あり

(参考)

# 案内図

	廃止する特別区道路線
---	------------

街区	大蔵五丁目 13番
----	-----------

